

平成 2 1 年

# 笛吹市議会第 4 回臨時会会議録

平成 2 1 年 6 月 2 9 日 開会

平成 2 1 年 6 月 2 9 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第86号

平成21年笛吹市議会第4回臨時会を次のとおり招集する。

平成21年6月25日

笛吹市長 荻野正直

1. 期 日 平成21年6月29日 午後3時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

不応招議員（ な し ）

平成 2 1 年

笛 吹 市 議 会 第 4 回 臨 時 会

6 月 2 9 日

平成21年笛吹市議会第4回臨時会

1. 議事日程

平成21年6月29日  
午後 4時30分開議  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 市長あいさつ並びに提出議案要旨説明  
日程第4 議案第67号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第5 議案第68号 平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について  
日程第6 発議第 8号 野沢勝利議員に対する辞職勧告決議について

2. 出席議員は次のとおりである。（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

3. 欠席議員

( な し )

4. 会議録署名議員

15番 新田 治江

16番 大久保俊雄

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

市 長	荻野 正直	副 市 長	望月 健二
総務部長	梶原 清	経営政策部長	池田 聖仁
総務課長	山下 真弥	財政課長	鈴木 幸弘
市民環境部長	加藤 寿一		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	古屋 正史
議会書記	飯島 重人
議会書記	金井 久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年笛吹市議会第4回臨時会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

沖繩地方が梅雨明けしたと報道されていますが、例年より5日間遅いということでもあります。

山梨では、これから本番ということになるのでしょうか、今日も非常に暑い天気であります。気温の30度というのは体調に厳しいものがあります。人間ばかりでなく果物にも影響が出るのが心配されております。

なお、地球温暖化防止のため冷房の温度を高めを設定してありますので、上着を脱いで結構です。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

○議長（上野稔君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により、15番、新田治江君、および、16番、大久保俊雄君の両名を会議録署名議員に指名いたします。

---

○議長（上野稔君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

---

○議長（上野稔君）

日程第3 「市長あいさつ」ならびに、日程第4 議案第67号および日程第5 議案第68号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

本日ここに、平成21年第4回の臨時会を招集いたしましたところ、ご多用中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、笛吹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を付議しているところでございますが、提案理由の説明に先立ちまして、先般、発生いたしました降ひょう被害につきまして、ご報告を申し上げます。

6月16日の午後1時30分から2時までの約30分間、御坂町上黒駒地区を中心に、直径5ミリから10ミリの大きな降ひょうがあり、桃、スモモ、ブドウ、野菜など約3.5ヘクタールに大きな被害がありました。

早々、翌17日に建設経済常任委員さん、および農業委員さんにもご同行いただき、現地視察を行ったところであります。

事後対策といたしまして、当面は殺菌剤の予防散布、摘果、摘房などの指導を行っておりますが、5月24日に石和町広瀬地区を中心に発生した降ひょう被害と併せて、現在、JA笛吹による被害状況調査が行われておりますので、詳細の被害状況が把握でき次第、具体的な救援措置についても、さらに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、提出案件の内容につきまして、ご説明をいたします。

はじめに、「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

国保税の医療分および後期支援分の税率について改正を行うものであります。

今回の国保税の改正案につきましては、本年必要とする歳出に対し、特定財源を除いた国保税として賦課しなければならない額について試算した結果、経済不況などの影響から総所得金額が前年に比べ大きく減少したことにより、必要額が現在の税率では賄えないことが判明いたしました。

このような状況に鑑み、市では不足額にかかわる法定外の繰出については、次期定例会までに結論を出すこととし、今回の本算定については、医療費の伸び率に準じた税率の改正をお願いするものであります。

次に、「平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ78億5千万円とさせていただきますものであります。

歳入の主な内容であります。今回の税率改正に伴い、国保税として9,500万円を増額するものであり、歳出につきましては、医療費の増に伴う保険給付費、および後期高齢者支援金の増額を行うものであります。

以上、今臨時会に上程いたしました案件につきまして、概略をご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

市長の説明が終わりました。

申し訳ありませんが、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長します。

それでは、お諮りします。

ただいま、市長から要旨説明がありました議案第67号および議案第68号につきましては、



会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第67号および議案第68号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第67号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結します。

議案第67号の討論を行います。

討論ありませんか。

8番、亀山和子君。

○8番議員(亀山和子君)

議案第67号「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正」に対する反対討論を行います。

この改正の主な内容といいますのは、所得割の引き上げと後期高齢者支援金分の所得割や均等割、平等割などの引き上げを行うものでありまして、税率でおよそ5.36%の引き上げということであります。

私たち日本共産党は、これまでも地方自治体の国保事業に対して、国庫負担や国庫補助金の切り下げ、そして、さまざまなペナルティーが、困難な国保運営の大元にあることをずっと指摘してきました。

しかし、その一方で、保険者である市が健全な運営のために努力、工夫することも求めています。

国保税引き上げの要因としては、毎年のように上がる1人当たりの医療給付費と、その一方で毎年下がり続ける国保税の収納率の低下が背景にあります。

市民に負担増を求める前に、この2つの要因の改善にこそ保険者として断固、取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

このことも、私たちは一貫して、市民の健康づくり対策や、保健予防活動を地域の医療機関と連携して取り組むこととか、国保税滞納世帯に対しては、生活環境を把握しながら収納指導や生活相談に応じることなど、ずっと求め続けてきました。

引き上がる国保税に対して、払えない人が増え収納率が下がる。滞納者は短期証や無保険で思うように病院にかかれず、重症化してやっと医療を受ける。すると、医療給付費が上がる。このような悪しきサイクルを断ち切ることこそ、今、保険者としてやらなければならないことです。

先の6月議会の市長のあいさつでも、また、多くの議員の一般質問の中でも、多くの人が100年に一度の経済危機だと述べておりました。その危機の下で、暮らしや営業や農業経営に直撃を受けて、毎日の暮らしにあえいでいるのは、一人ひとりの市民の皆さんです。

こういうときこそ、暮らしや営業を守る施策を講じるべきところですがけれども、経済危機にさらに追い討ちをかけるように国保税を上げる。国保税ばかりでなく、介護保険料も上がりましたし、水道料も上がる予定になっております。その他にも下水道使用料の値上げが計画され

ております。

このように、所得が増えないどころか減るばかりの時期に、市民に負担増を求めることは、とても容認できるものではありませんし、課税所得額の減収によって税収が減るから税率を上げるというのも、まったくおかしな施策ではないでしょうか。

市は、これまでずっと私たちが要求してきた、一般会計からの法定外の繰り入れを、やっと21年度実施することになったということでもあります。

このことに対しては、大いに評価したいと思います。その金額はおよそ2億9,300万円です。一方で、税率の引き上げで予想される国保税の増収はおよそ9,300万円です。この9,300万円を市民の負担増に求めるのではなく、保健予防活動の徹底による医療給付費の見直しであるとか、一般会計や基金からの繰り入れを求めるものです。

国保は、助け合いの制度も相互扶助の制度でもありません。国保法第1条では、社会保障と明確に位置付けております。

このことを申し上げて、反対討論とします。

○議長（上野稔君）

賛成討論を許します。

4番、北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の立場から発言させていただきます。

笛吹市における国民健康保険事業につきましては、合併以後、医療費の増加や収納率の低下による財政状況の悪化が著しく、今後、国・県を含め何らかの対策が強く望まれるところであると思います。

さて、本年の国民健康保険税の本算定に対し、提出されました内容を見ますと、昨年度は医療保険制度の大きな改正があった中、税率の改定を行わなかったわけですが、最終的には医療費の増加や、昨年来の世界的経済不況、制度改正等による収納率の低下などにより、財源を確保できず、財政調整基金を取り崩すこととなっております。

このことから、通常であれば本年の税率については、歳出見込みに対し補填できるだけの税収分の改正が必要となるところですが、提出議案では、現在の経済状況を考慮して医療費の自然増分の改正にとどめております。

国保税の値上げは、加入世帯の負担も生じますが、市の努力もうかがえることから、今後とも財政運営の健全化に向けた取り組みを望み、賛成討論といたします。

○議長（上野稔君）

討論を終結します。

議案第67号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

（「動議」の声あり）

渡辺議員。

○7番議員（渡辺正秀君）

この間、野沢勝利氏の下水道への接続工事、および工事負担金等の徴収に係る問題について、調査委員会等でさまざま審議されてきたわけですが、その中で、市の事務に関して非常に不明瞭な点があり、かつ、このことが野沢勝利氏の滞納ということがあったのか、否かの鍵となる問題でもございます。

そうした視点から、市の事務を調査する立場から動議を提出したいと思います。

中身は、「事務調査に関する決議案」でございます。

その中身は、調査事項は、野沢勝利氏の下水道への接続工事について、工事負担金等の徴収に係る事務についてでございます。

その中身については、既に事務局に提出してございますので、これを全議員に配布していただくことをお願いします。

（「賛成」の声あり）

○議長（上野稔君）

ただいまは、議案第67号を議題にしておりますので、それは後ほどということでお願いします。

次に、議案第68号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

議案第68号の討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

議案第68号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、全員協議会の後になりますが、時間は追ってお知らせします。

休憩 午後 4時50分

---

再開 午後 6時20分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

ただいま、大久保俊雄君ほか14名から、発議第8号「野沢勝利議員に対する辞職勧告決議案」が共同提出されました。

この動議は成立しております。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ただいま、追加日程を配布いたします。

しばらくお待ちください。

(追加日程・配布)

---

○議長(上野稔君)

これより、日程第6 発議第8号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、野沢勝利君の退場を求めます。

(野沢勝利議員・退場)

提出者より提案理由の説明を求めます。

大久保俊雄君。

○16番議員(大久保俊雄君)

発議第8号

平成21年6月29日 提出

笛吹市議会議長 上野 稔 殿

提出者	笛吹市議会議員	網倉 正 治
	同	大久保俊雄
	同	川村 恵子
	同	北嶋 恒男
	同	志村 直毅
	同	龍澤 敦
	同	内藤 武寛
	同	中川 秀哉
	同	中村 正彦
	同	堀内 文藏
	同	前島 敏彦
	同	松澤 隆一
	同	渡邊 清美
	同	小林 始
	同	降矢 好文

野沢勝利議員に対する辞職勧告決議案

上記決議案を笛吹市議会会議規則第13号の規定により、提出いたします。

提案理由

私たち議員は、市民の厳粛なる負託を受けた市民の代表であり、その職責の重さを自覚し、議員活動に努めなければならないことは言うまでもない。

新聞での記事掲載に端を発した今回の負担金等の未納問題について、議会では調査委員会を設置し、9回にわたり会議を開き調査してきたところである。

先の市税滞納問題に続き、下水道受益者負担金の未納問題が続き、さらに、今回、上下水道料金未納問題が立て続けに起こったことは、誠に遺憾である。

これら一連の行為は、市議会の名誉と権威を著しく傷つけるものであり、議員としての資質を疑うものである。

よって、本案を提出するものである。

野沢勝利議員に対する辞職勧告決議

本年4月、新聞での記事掲載に端を発した今回の下水道受益者負担金の未納問題について、議会では調査委員会を設置し、9回にわたり会議を開き調査を行ってきたところである。

本年1月の市税滞納問題に続き、下水道受益者負担金約20万円および200万円の未納問題が立て続けに起こったことは、誠に残念である。

既に納付済みの200万円については、支払う必要がなかったとの判断で、市に対して早急に返還請求をするとのことであるが、約20万円については、支払の義務を認めたところであり、さらに今回、上下水道使用料金の未納問題が明らかになったことなど、誠に遺憾であり、到底看過できるものではない。

これら一連の行為は、議会の権威と信頼を著しく傷つけたばかりか、率先垂範を示すべき立場にある場員としての資質を疑うものである。

私たち議員は、厳粛なる負託を受けた市民の代表であり、その職責の重さを自覚し、ことのほか崇高な倫理感と高遠な見識を持ち、法律や条例などの法令順守の精神のもと、議員活動に努めなければならないことは言うまでもない。

さらに、議員としての社会的道義的責任は免れ得ず、その責任は大であり、市民に対する説明、および責任のあり方を明確にする必要がある。

よって、本市議会は、野沢勝利議員が今回の一連の行為の重大さを真摯に受け止め、先に制定された笛吹市議会議員政治倫理規程の目的が達成できるよう、市民の目線に立ち、速やかに議員辞職することを求め、勧告するものである。

以上、決議する。

平成21年6月29日

笛吹市議会

以上でございます。

○議長（上野稔君）

ただいま、除斥されております野沢勝利君から、地方自治法第117条、ただし書きの規定により、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

野沢勝利君の入場を許します。

（野沢勝利議員・入場）

野沢勝利君の発言を許します。

○13番議員（野沢勝利君）

弁明の機会をいただきましたので、一言申し上げさせていただきます。

このたびの下水道工事負担金・受益者負担金の件につきまして、市民の皆さま、議会の皆さまには、大変ご心配をおかけしていることを遺憾に思っているところでございます。

私は、当初より200万円の支払義務が生じているとは思っておりませんでした。また、その約束もしたこともありません。

行政は、督促状を20数回送付したと主張しておりますが、私は一度も受け取ったこともありませんし、その話を聞いたのは昨年の市会議員の選挙でありました。また、条例に沿った手続き・請求も一切受けておりません。

結果、調査委員会は、行政側の主張を裏付ける資料も証拠もないとしております。

このような中で、調査委員会の調査結果が納得できるものと期待しておりましたが、意に反する内容のため、残念な思いであります。

私は、現在、200万円の返還請求手続きを行っておりますが、法的な問題もありますので、法的手続きに沿ってしかるべき時期に、きちっとした対応をさせていただきます。

市議会の権威を守るためにも、議員の皆さまの公平・公正なご理解をお願いし、私の弁明といたします。

○議長（上野稔君）

野沢勝利君の退場を求めます。

（野沢勝利議員・退場）

これより、発議第8号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

発議第8号の討論を行います。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

野沢勝利議員に対する辞職勧告決議という、大変重大な今審議をしているところであります。

私は、この問題について、不確かな根拠で辞職勧告決議を行うことについて、大変疑問を感じます。

野沢氏が下水道工事負担金を長期滞納したという根拠は、現時点では不確かであります。

それにもかかわらず現時点で、議員辞職勧告という実質的に議員の議員生命を絶つ議会意思の決議は、許されないと考えます。

あいまいな状況の中で、100条調査によって明らかにしなくてはならないこと、明らかにできることがたくさんあります。その1つが工事負担金200万円について、野沢氏と石和町の間で協議および合意の上で台帳に記載されたかどうかという点であります。この1点を解明するだけで、長期滞納であったか否かの確かな根拠が得られます。

すなわち、協議および合意があったと見られるならば、これは明らかに野沢議員の責任が発生するわけでございます。

しかし、この協議・合意がなかったとしたならば、万が一、野沢議員の言うように、その同意がなかったとしたならば、これは野沢議員の責に期するものではございません。

今、100条調査という方法がありながら、議会に与えられた調査の権能を駆使せず、不確かな根拠で辞職勧告決議を行うことは、議会の自殺行為であると考えます。

野沢議員のみならず、各議員と議会に対する批判は大変厳しい。批判が厳しいから、あいまいなまま辞職勧告決議を行うという考えがあれば、それは間違いであると思います。

100条調査を含む議会に与えられた調査の権限をすべて駆使し、十分な根拠を持って議会の意思を明らかにすることが、市民の批判、市民の負託に応える道であり、議会の役割であると考えます。

あいまいなままの辞職勧告決議や、今調査の過程で浮かび上がってきた重大な諸問題、すなわち当時の町の行ったことがどうであったかという問題、こういう問題も含め解明しないまま事態の沈静化を図る。いわゆる幕引きだと言われても、これは仕方ありません。

私は、不確かな根拠で辞職勧告決議、そして、議会の調査の権能を放棄した調査終了、事態の沈静化のための幕引き、これは許されません。

市民の批判と期待に応える道、議会の役割は議会の権能を駆使して問題の解明に努め、十分な根拠をもって議会の意思を示すことであると思います。

何が今、不確かかという問題について具体的に触れたいと思います。

排水区域外から下水道への連結工事に際し負担金は当然発生するが、条例に基づく賦課する下水道受益者負担金等とは異なり、工事負担金の賦課には契約あるいは同意が必要であります。契約書あるいは同意書がないばかりか、関係職員からの事情聴取によっても、協議または同意について知っている、あるいは聞いたことがあると答えた者はおりませんでした。

野沢氏の言う、負担金の話は一度も聞いたことがないという話の信憑性への疑問の一方、野沢氏の同意なしに負担金200万円を台帳に記載したのではないかの疑問も生れてまいりました。

2つ目に、当時の関係職員、および現在の下水道課職員、計5名が一樣に通常業務どおりの督促状を発送していたので、当然、野沢氏の分も発送していたと思うと述べているので、一般的には、野沢氏に納付書および督促状が送られていたと考えられます。

しかし、野沢氏の一貫した否定のほか、先ほど示した同意の有無についての疑問、そして、当時の職員の、平成12年末に野沢氏を訪ね移転補償金が入るまで納入を待つ、督促状の発送を待つといったことと、野沢氏は前年、平成11年に移転補償金を既に受け取っていること等の矛盾など、野沢氏が督促状を受け取っていたと断定しきれない事情も浮かび上がっている。この点も明らかにしなければならない。

3つ目に、竹越部長らが野沢氏宅を訪問するまで石和町時代の5年間と、笛吹市になってからの4年間、計9年間の長きにわたって問題解決に着手しなかったことは重大であり、なぜこんなことになったか疑問であります。

この間の調査で、担当職員が何度も状況を上司に報告し対策を求めたが、解決の手立てが取られなかったことも明らかになりましたが、その事情、原因も解明しなくてはならないと考えます。

4つ目に、排水見込み量が規定に満たないにもかかわらず、特別許可を管理者である県と協議し、承認し、かつその施設を野沢氏に占有的に使用させたことは、議会議長を務め監査委員となった有力者である、野沢氏に特別な便宜を図ったと言わざるを得ません。

当人より、本来必要な下水道連結の特別許可の申請書提出を求めなかったこと。また、工事負担金の同意書を取らず負担金を決めたと。この点については、場合によっては同意なしで台帳記載したのではないかという疑問も否定できません。そして、工事負担金を受益者負担金として賦課したこと。徴収猶予の手続きなしに徴収延期したことなど、次々と重大かつ不適切な処理が行われました。この事情、原因を明らかにしなくてはなりません。

繰り返しますが、確かな根拠なしに野沢氏への対処は決められません。200万円の工事負担金が本人の同意のものであるか、同意なしで台帳に記載されたものであるか、この1点を明らかにするだけでも、野沢氏への正しい対処、判断が可能になると信じます。

私どもは、野沢氏は少なくとも石和町による特別な便宜に甘んじたことは、少なくとも確かである。そのことが発端で今日の事態を招いた。そのことに少なくともその点で野沢氏には大きな責任があると考えております。

しかし、先ほど述べたとおり、不確かなまま今回提出される辞職勧告決議案、こうしたものには賛成できません。あいまいなまま出すべき決議案ではないと信じます。

よって、本議案の採決に際しては、これは棄権いたします。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

ほかに討論ありませんか。

3番、野澤今朝幸君。

○3番議員（野澤今朝幸君）

私も、野沢勝利議員に対する辞職勧告決議案に反対する立場で、討論いたします。

今、渡辺正秀議員より、非常に細かい点まで反対理由が述べられましたので、多少重複するかもしれませんが、かいつまんで私の所感を申し上げます。

まず、第1に、調査委員会において、まさにこの下水道連結工事がどのように行われたか、これを解明しなければならないところが、いつの間にか、この勧告決議案を上げることが目的になったのではないかというふうな委員会の空気、非常に私は危険だと思っていました。そして、その空気のままに現状きてしまったのが、この勧告決議案だというふうに理解しています。

確かに、決議が出たあと、辞職するかどうかは本人次第ですけれど、そのように簡単に勧告を軽々しくしているような発言が調査委員会でも出ました。重い勧告決議案です。これを出したら本人は辞めざるを得ない、そのくらいの根拠のあるものを出すべきであろうと思いますが、それはかなわないことであります。

2つ目は、先ほど渡辺議員が申したように、本当にこの問題の核心、200万円が合意されたのかどうか、この点がまったく不明のままです。そして、2回の聞き取り調査で、私の感触では、ますますこれが野沢議員の合意を得たものではないのではないかという疑惑が深まりました。こういう点からも勧告には賛成できません。

3点目は、これは一市民が、あのような工事はできるはずがありません。明らかに行政の背任性、このことと野沢議員の議員の立場を利用した、いわゆる特権的な状況において、これは行われたと考えざるを得ません。どう考えても、一市民があのような事業、あのような形で事



業ができるはずがありません。それを確定するためにも、われわれは100条委員会、私は100条委員会の設置を求めるものであります。

少なくとも、まだこの調査委員会では当時の課長、存命中ですけど、ちょっと今いますから、課長の証言を得る、これだけでもかなり深い事実が明らかになる、そういう可能性もあるわけです。そういう可能性を一切ここでふさぐということは、1人の政治生命を奪うにはあまりにも安易であろうと、このように考えます。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（上野稔君）

ほかに討論ありますか。

（なし）

討論を終結します。

（「棄権しますので、退席します」の声あり）

（野澤今朝幸・渡辺正秀・亀山和子・寶修・新田治江議員退場）

発議第8号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

ただいま数を確認しますので、そのままご起立をお願いいたします。

（起立全員）

起立全員です。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

野沢勝利君の入場を許します。

（野沢勝利議員・入場）

（退席議員5名・入場）

野沢勝利君に申し上げます。

ただいま議題になりました発議第8号「野沢勝利議員に対する辞職勧告決議案について」は、可決されたことを報告いたします。

（「動議」の声あり）

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

動議を提出します。

先ほどの反対討論でも明らかなように、事実究明がまったく不十分であるということで、この点、市の事務を調査するために100条委員会の設置、そして100条調査を行うことを発言いたします。

詳細については、既に事務局に内容を渡してございますので、全議員に配布をお願いしたいと思います。

以上でございます。

（「賛成」の声あり）

○議長（上野稔君）

ただいま、渡辺正秀君ほか2名から事務調査に関する決議案の動議が提出されました。

この動議は成立しました。

ただいま、決議案をお配りします。

しばらくお待ちください。

(事務調査に関する決議案・配布)

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、起立により採決を行います。

発議第9号を日程に追加し、直ちに議題にすることに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 少 数 )

起立少数です。

よって、発議第9号を日程に追加し議題とすることは、否決されました。

以上をもちまして、平成21年笛吹市議会第4回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

---

閉会 午後 6時55分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	古 屋 正 史
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久